

令和 7 年度

蟹江町職員採用試験案内  
【児童館（学童保育所）職員】

愛知県海部郡蟹江町

|          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 第 1 次試験日 | 令和 7 年 7 月 1 3 日（日）                        |
| 申込期間     | 令和 7 年 5 月 1 日（木）から 6 月 2 日（月）まで           |
| 申込方法     | あいち電子申請届出システムによる<br>（事前に申込書及び受験票の作成が必要です。） |

問い合わせ及び受験申込書請求・提出先

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町 総務部 総務課 職員係

電話 0567（95）1111

内線 124

1 試験区分・採用予定人員・受験資格等

| 試験<br>区分     | 採用予<br>定人員 | 受 験 資 格                                                         |                                                                                                                                      |
|--------------|------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |            | 年 齢 ・ 学 歴 等                                                     | 取得資格・履行科目                                                                                                                            |
| 大学卒<br>短期大学卒 | 1 名        | 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方で短期大学以上を卒業した方又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに卒業見込みの方 | 次の①か②のいずれかに該当する方<br>①放課後児童支援員の資格を取得している方又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの方<br>②次ページに示す <u>受験資格</u> のいずれかを満たす方又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに満たす見込みの方 |

(1) この表の「大学」「短期大学」とは、学校教育法によるもの、その他これらに相当すると蟹江町が認める学校等をいいます。

なお、第 1 次試験（教養試験）は、学歴に応じた難易度の試験内容となりますので、ご注意ください。

(2) 次に該当する方は受験できません。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方  
(以下はその主な内容です。)

- 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ※児童館（学童保育所）職員受験資格

- 1 保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 2 社会福祉士の資格を有する者
- 3 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- 4 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- 5 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 6 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

## 2 試験場・試験の種類・内容等

| 第 1 次 試 験 |                              | 第 2 次 試 験               |
|-----------|------------------------------|-------------------------|
| 試 験 場     | 種 類                          | 試験場及び種類                 |
| 蟹江中央公民館   | 教 養 試 験<br>作 文 試 験<br>性格特性検査 | 第 1 次試験合格者のみ<br>後日通知します |

第 1 次試験の種類及び内容は、次のとおりです。

教 養 試 験                      時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う  
問題（20問）  
文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20問）  
〔択一式    40問    解答時間    2時間〕

作 文 試 験                      題は、試験当日発表します。  
〔解答時間    1時間〕

性 格 特 性 検 査                      公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査です。  
〔150問    解答時間    20分〕

## 3 試験日程

- (1) 第 1 次試験                      令和 7 年 7 月 13 日（日）  
試験時間    午前 9 時から午後 1 時頃まで
- (2) 第 2 次試験                      第 2 次試験    令和 7 年 8 月中旬  
（詳しい日程については、第 1 次試験合格者に通知します。）

## 4 受験手続

- (1) 申込方法  
インターネット（電子申請）により申込んでください。  
インターネット（電子申請）による申込には次のものがが必要です。  
・パソコン又はスマートフォン

- ・受験者本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| ①利用者登録  | 「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、利用者登録をしてください。                   |
| ↓       |                                                        |
| ②申込情報入力 | 試験申込画面から必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押して、申込データを送信してください。          |
| ↓       |                                                        |
| ③受付完了   | 受付完了後にメールが送信されます。                                      |
| ↓       |                                                        |
| ④受験票郵送  | 受験票が郵送されます。                                            |
| ↓       |                                                        |
| ⑤受験票作成  | 顔写真の貼付等を行い、受験票を作成してください。<br>作成した受験票は、第1次試験当日に持参してください。 |

## （２）提出書類

- ① 採用試験申込書（蟹江町ホームページから入手できます。）
  - ② 受験票（蟹江町ホームページから入手できます。）
  - ③ 卒業証明書又は卒業見込証明書
  - ④ 次のアかイのいずれか
    - ア 放課後児童支援員の資格を証する書類の写し
    - イ 児童館（学童保育所）職員受験資格を証する書類の写し又は取得見込証明書
- ※ ①及び②については、第1次試験申込時にあいち電子申請・届出システムにより提出してください。
- ※ ③及び④については、第2次試験時に原本を提出してください。

## 5 合格者の発表等

- (1) 第1次試験  
令和7年7月下旬に通知します。
- (2) 第2次試験  
令和7年9月中旬に通知します。
- (3) 採用予定年月日  
令和8年4月1日

## 6 合格の取り消し

受験資格及び採用試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない

場合又は記載事項に不正がある場合には、合格が取り消されることがあります。

大学・短期大学を卒業見込みの方は、令和８年３月３１日までに卒業できない場合は採用されません。

放課後児童支援員の資格を取得できる条件において、対象となる資格等の取得見込みの方は、令和８年３月３１日までに資格を取得できない場合は採用されません。

## 7 給 与

### (１) 給 料

(令和７年４月１日現在)

| 学 歴 区 分 | 大 学 卒                | 短 期 大 学 卒            |
|---------|----------------------|----------------------|
| 初 任 給   | 235,400円<br>(地域手当含む) | 218,708円<br>(地域手当含む) |

(２) 扶養手当、通勤手当、住居手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。

(３) 期末手当が年２回（６月・１２月）、また勤務成績に応じて勤勉手当が年２回（６月・１２月）支給されます。

(４) 町条例に基づき経験年数の加算があります。